

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和3年10月13日

全国健康保険協会福井支部
支部長 畑 秀雄

1 企画競争に付する事項

被扶養者の特定健康診査にかかる集団健診（プレミアム健診）実施機関の募集

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 集団健診を集合契約において締結した健診費用で実施できる健診機関であること。
- (3) 協会独自の集団健診会場を設置し、多数の健診を実施することが見込める健診機関であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者であること（健康保険組合等の適用をうけている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) その他、仕様書及び募集要項に定める条件を満たす者であること。

3 契約候補者の選定

仕様書及び募集要項に基づき提出された実施計画書等について評価を行い、契約候補者を選定する。

4 募集要項等を交付する日時及び場所

お問い合わせをいただいた機関に対して、実施要領等を交付いたします。

詳細については仕様書及び募集要項を確認のうえ、実施計画書の提出をお願いします。

- (1) 日時 令和3年10月13日（水）～令和3年10月29日（金）
- (2) 場所 福井市大手3-4-1 福井放送会館5階
全国健康保険協会福井支部 企画総務グループ 担当：大石
電話：0776-27-8301

5 募集要項等に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の【本件担当・連絡先】
- (2) 受付期間 令和3年10月27日（水）午後12時00分まで
- (3) 回 答 受付日の翌営業日までに行う。

6 実施計画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和3年10月29日（金）午後17時15分まで
- (2) 提出先 4（2）に同じ
- (3) 提出方法 持参による提出もしくは郵送によるものとする。
郵送の場合は書留などの追跡可能な方法によるものとし、提出期限必着とする。

7 委託先の決定等

当支部においての審査終了後、令和3年11月5日（金）までに全提出者に電話連絡する。

8 実施計画書等の無効

本公告に示した参加資格を満たさない者、その他の条件に違反した実施計画書等は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
全額免除とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 詳細は企画競争説明書及び仕様書による。

【本件担当・連絡先】

住所：福井市大手3-4-1 福井放送会館6階
全国健康保険協会福井支部

担当：保健グループ 西

電話：0776-27-8304

FAX：0776-27-8307

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者。
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第 23 条 役職員であった者は、退職後 2 年間、役職員に対し、当該役職員であった者が、退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。